

第11回 長野県本人確認情報保護審議会 議事録(2003.12.24)

出席委員

不破会長、櫻井委員、佐藤委員、清水委員、中澤委員、吉田委員

県出席者

藤澤市町村課長、阿部情報政策課長、松林住基ネット対応チームリーダー、
宮津政策チームリーダー ほか

事務局：

お待たせいたしました。定刻となりましたので、これから審議会を始めさせていただきます。年末のお忙しい時期にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。出席委員、定足数を満たしておりますので、ただ今から、第11回長野県本人確認情報保護審議会を開催いたします。本日は知事が今日から入院ということ、また総務部長、企画局長、所用のため出席できないことをあらかじめお詫び申し上げます。それでは、審議事項に入らせていただきますので、不破会長、進行をよろしくお願いします。

不破会長：

本日は11時45分終了を目標とさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。本日の議題は3つございます。1つが「住基ネットの費用対効果の試算について」、2番目が「脆弱性調査についての速報及び県の対応について」、そして3番目が「公的個人認証サービスについて」を本日の議題とさせていただきます。

では、まず1つ目の住基ネットの費用対効果についてですけれども、これは前回の審議会において出された費用対効果、計算方法について幾つかの疑問点、それから、このように改善すべきであるというお話を我々審議会委員のほうからさせていただきまして、それに基づいての県の対応についての説明ということでございます。それでは、事務局のほうから説明をお願いいたします。

藤澤市町村課長：

おはようございます。最初に自己紹介を申し上げますが、11月21日付で市町村課長兼まちづくり支援室長を拝命しました藤澤幸男と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは資料1をご覧ください。前回、11月の審議会におきまして、費用対効果の試算ということで、不確定要素が非常に多い中で試行錯誤をしながら試算を提出させていただきましたけれども、審議会の中で様々なご指摘をいただきました。その中でも前提条件の立て方によって結果というのが大きく変わってくると。前提条件の立て方が大事だというご指摘もいただいたところでございます。それで私も、まず前提条件の立て方についてきちんと整理をしたいということで、甚だ不十分ではありますが、現時点での整理の状況を申し上げます。ご意見、また今後試算をしていく中でまた個別にもアドバイスをいただきたいと思います。それでは、主な点について申し上げます。

資料の1でございますが、最初にこの表ですけれども、当初試算のときの前提、それから中ほどに前回の審議会での指摘事項、それから、こちらで再計算にあたって今考えている事項と、3段の表にいたしまして整理をさせていただきます。最初に1ページでございますけれども、まず、住基カードの所有率の問題というのがございました。これにつきましては、人口の1%、それで毎年2%増加というような試算を申し上げたわけですけれども、それにつきまして、現状との乖離、根拠が不明だと、そういう精査

が必要だというご指摘をいただきました。これらにつきましては、今年の8月から11月までの4カ月の実績を基本といたしまして0.3%、年に直せばなるのですが、それを基本として所有率の想定をしてみたいと考えております。ただ、この中で、今後の増加率の問題でございますけれども、公的個人認証サービスが始まった場合の増加要因をどのように見込むかと、こういった問題も今悩んでいるところでございます。それから、転入転出の特例ということで再計算の場合ですが、これも実績を中心に見ていきますと、付記転入・付記転出、それぞれ実績的には4件ということでございます。実績がほとんどないというかたちになっておりますので、これらについては再計算の中では考慮しないという考え方であります。今回のこの住基カードの所有率はこの転入転出の特例、それに所有率を掛けまして、住基カードを使ったこの特例の利用がどれだけあるかということを経験したわけでございますけれども、そもそも転入転出の特例について実績がほとんどない、考慮しないとなれば、試算上はこの住基カードの所有率というのが出てこないような格好にはなってまいります。それから、3つ目へ飛びますけれども、これは住民票の写しの省略に関する部分でございます。これにつきましては、初年度500万、毎年200万、最終的には2,500万件と、こういった試算を長野県の人口案分をいたしまして行ったわけですが、これにつきましても、こういった前提が妥当かどうかというご指摘をいただきました。それから、住民票の写しの省略によって市町村の手数料収入が減少すると、そういったものが反映されていないというご指摘をいただきましたので、これにつきましては国の機関等への事務における利用状況と、その進捗状況をおさえながら推計をしていこうと考えております。それから、手数料減の部分につきましても、住民の方にとってはプラスになるわけですが、行政においては収入減になりますので、これらはきちんと反映するかたちをしてみたいと考えております。それから、2ページへまいりますけれども、広域交付の関係ですが、これは住所地の市町村外に通勤・通学される方の2人に1人が利用されるという前提を申し上げました。これにつきましても、現実の利用率は違うのじゃないかという指摘をいただいたところでございます。これにつきましても、基本的には実績をおさえっていくということで、この4カ月間の申請件数386件というのがございますが、これを使いまして、年間人口の0.053%が利用者だと。そういう想定の中で再試算をしてみたいと考えております。それから、2点目の年金受給者の現況届の省略の関係ですが、これらにつきましては、住民側のメリットということで計上したわけでございますけれども、国における総務省と社会保険庁の協議の状況も確認しながら精査をしてみたいと考えておりますが、この部分につきましても、状況提供につきましては1件10円という手数料がLASDECに入るようになっております。こういったものが入りまして、全体の経費から手数料を差し引きまして、残りを47都道府県で割り返して負担金が決まっているわけですが、手数料が増えることによって都道府県の負担が減少する部分もございまして、これらの関係につきましても再試算の中では反映させてみたいと考えております。それから、1番下の欄になりますけれども、これは住基ネットの経費にかかわる部分でございます。経常経費、16年度以降は固定ということで試算をしたわけでございますけれども、これにつきましては、システムの更新というものを考慮すべきだというご指摘をいただきました。これにつきましては、団体規模別の数字を使いながらシステム更新の部分で反映するかたちで再試算を行いたいと考えています。機器類の更新関係もございまして、システムそのものの問題もございまして、このへんの部分につきましては、また個別にご相談をさせていただきながら適切なかたちでの反映というものを行いたいと考えております。3ページ目でございますけれども、これは前回の試算のときに数値化できない、難しいということで外した部分でございます。これらにつきましても、一番下の行でございますけれども、住基ネットシステムの管理・運用のための事務負担が増加しているのではないかと。そういった部分を考慮をする必要があ

るというご指摘をいただきました。また、さらには住基部分だけではなくて、行政事務そのものの効率化、住基ネットの有効活用についても議論すべきだと、そういったご意見もいただいております。これらにつきましては、住基ネットの管理・運用のための事務負担部分、これは市町村ヒアリングをさせていただいたわけですが、なかなか時間にするのが難しいということで、前回、数値化を見送った部分でございますけれども、再ヒアリング等を行いまして、これらの要素を反映するような努力をしてみたいと考えております。また、県事務の関係につきましても検討を加えるようなかたちを行いたいと思っております。その上にあります数値化できなかった要素、幾つもございますけれども、これらのものにつきましても、困難なものもございますけれども、実体をとらえながら試算が可能かどうかと、可能なものは試算化してみたいということで進めてみたいと考えております。以上です。

不破会長：

はい、ありがとうございます。先にちょっと私のほうから質問をさせていただきたいんですけども、1ページ目の8月から11月の申請件数が2,173枚、今発行済みであるというお話ですが、毎月の内訳はどうなっておりますでしょうか。

藤澤市町村課長：

はい。内訳でございますが、8月が739枚、9月が750枚、10月が335枚、11月が349枚という内訳になっております。

不破会長：

実際、住基カードが発行されたのがもう8月の末ということで、8月というのは実は9月に組み入れてもいい数字だと思います。そうすると、最初のひと月は1,500枚ぐらいが月に出たと。それ以後は330枚から350枚程度が毎月出ているということにもなるかと思うんですけども、そうしますと、その2,173枚を単純に3で掛けていいのかどうかという議論もあります。それから、その一方で、今後例えば公的個人認証などが始まって、カード発行枚数が増えるという可能性もあるというようなことですが、1つの指針としては、今は毎月毎月330枚から350枚程度が出ているというのも参考になるのではないかと思います。なかなかこういう試算というのは大変で、いろんなケースが考えられますので、むしろこういうケースだったらこうなります、こういうケースだったらコストメリットはこういうふうになりますというのをケースに分けて出される、1つに絞るのではなくて、各ケースに分けて出していか、もしくは皆さんが各ケースで計算ができるようなエクセルの例えばデータを出していただいて、個々に計算ができるようにしていただくとか、いろいろとご検討をもう1回いただきたいと思っております。あと、各委員さんのほうでご発言ありましたら。櫻井さん何かよろしいですか。佐藤さん。

佐藤委員：

0.3%の件なんですけれども、これ長野県の実態なんですけども、全国的に総務省が統計している数字はどういうようなものがあるんでしょうか。

不破会長：

この前、総務省のほうで発表があって80万枚、全国で80万枚という数字が出ていますけど。

藤澤市町村課長：

80万枚くらいという話は聞いておりますけども、月別の内訳ですとか、まだそこまで確認しておりません。申し訳ございません。

佐藤委員：

それはいいんですけども、大体長野県の普及率が全国の普及率と同じくらいなのかどうかという、その感覚的な数字としてはいかがなんでしょうか。

藤澤市町村課長：

約1億で計算しますと、80万ですと0.8%という大ざっぱな計算にはなりますけれども、それに比べれば、長野県は0.3ということであれば低いような状況はございます。

佐藤委員：

わかりました。

清水委員：

今、公的個人認証のことが出ていましたが、公的個人認証は住基カードを持っている人が使える制度ですよ。ほかのICカードでも可能性はあるということも決まっているというか、住基カードでなければいけないということではないので、住基カードだけで普及していくということでもなさそうですね。まず1つは、そこがだから公的個人認証に使えるカードがほかにどんなものが出てくるのかによっても違いが出てくるし、公的個人認証そのものに人気がどれほど出るのかってということも問題だと思うのですが、とりあえず、公的個人認証に関する一般の期待度ってというのは、マスコミとかでもほとんど出てきていないような、活字に出ていないような状況からすると、とりあえずの試算としては、公的個人認証が始まるからこれくらいいくだろうとか、あるいは始まって全然上がらないんじゃないかとか、むしろどんどん下がっていくんじゃないかということも言えないので、今出ている範囲内で、まず先ほど不破さんおっしゃったように、むしろ10月、11月ベースのようなところを最低ラインといいいますか、そんなところを基礎にすべきなのかなと、現実的にはですね。ただ、今後上がっていく場合にそれをどうやってサポートしていくかという問題はまた別途あるかと思いますが、計算の仕方としては、あまり楽観的なことよりも、今出ている数字を基礎にして進めていって、それをどう改善していくかということを考えるのがいいのではないかと思います。それが1点です。

ほかの点についてもいいですか。住民票が交付される件数について言うと、私が前回申し上げたと思うんですけども、実際に発行されている住民票の多分半分が半分以上というのは本人からの申請ではなくて、それ以外の人たち、弁護士だったり税理士だったり、金融機関だったりとかいうものがあるかと思うんですね。ですので、その考慮が必要かと思うんです。この点はどうなっているんでしょうか。

藤澤市町村課長：

今回ですね、最終的には2,500万件、これを長野県の人口2%で案分しますと、約50万件くらいになります。14年度に住民票が発行されている実績が県内で118万件ございますので、清水委員さんおっしゃるように、住民票の発行の中には、そういう本人が申請される際に使うもの以外のものが

半分以上、半分近くはあるんだろうと、そんな推測をいたしております。

清水委員：

はい。それからですね、2枚目のところで、システム更新にかかる費用を考慮すべきということもありますが、トラブルが起こった時のその時々への対応とか、あるいはスキルを上げていくための研修であるとか、あるいは専門家に来てもらって様々な手当をしてもらうとかという、人間のほうについての費用というのはどんなふうにかえられているんですか。

藤澤市町村課長：

今回の中で、ここでは更新ということにしてありますけれども、ほかの部分で、前回数値化できなかった部分の中で、職員の人件費、職員の負担みたいなお話も出ております。そういった中で、こういったトラブル対応、あるいは研修への出席関係、こういったものの経費というのはこの中で見込むかたちがひとつ妥当なのかなと考えております。ただ、具体的にトラブル対応というのはどんなふうにするかというのは、これから考えたいと思っております。

清水委員：

それから、3ページ目なんですけど、今出ていた職員の人件費のことが指摘されている部分ですけども、労働ってというのは時間の長さの問題だけではなくて、密度の問題というか質の問題もありますよね。だから、ますます難しくなってしまうんですけども、やはり質的な部分というのは疲労回復の時間だったりとかも影響してくる問題ですよ。ですので、ここも実質的にはかなり問題になる部分ではないかというふうに思いますので、どう数値化するかはともかくとして、質の問題もあるということもご配慮いただきたいと思います。それから、もう1つはですね、左側に数値化できていない要素というところがあるんですけども、このあたりのところは、先ほどの説明だと、市町村のほうでもまだ具体的にはあまり考えていないというか、考えているところもあるんですか？ 数値化しているようなところというのは長野県内にどこかあるんですか。

藤澤市町村課長：

具体的にはないと思います。多目的利用につきましては上伊那地域ございますけれども、全体にこの中で出てくるもの、例えば合併の関係も非常に見通しが難しい部分はございます。

清水委員：

合併について言えば、1回合併すれば、それでもう全然その後何の合併も起こらないとかということもないですし、流動的な要素が多分にありますよね。このままでいくかもしれないし、二転三転する可能性もあるわけですよ。そうすると、この項目についても考慮すべき要素としてはあるけれども、市町村のほうでは十分に検討しているというか、検討しているところはほとんどないというのが現状ということですかね。

藤澤市町村課長：

具体的にこんなかたちでこの部分を検討しているところというのはほとんどないだろうと、そんなふうにかえております。

清水委員：

とはいってもですね、具体的にこれ入れていくとなると、県が机上で考えるわけにもいかないと思うんですけども、それは具体的に大中小といたしますか、幾つかのそういった自治体と相談をしながら進めていくということになるんですかね。

藤澤市町村課長：

この部分につきまして、やはり自治体の規模によってもかなり違うんだらうということは想定されますので、市町村ヒアリングというのは前回の試算のときに13団体ほどやっておりますけれども、これらについても、実際に現場の状況というのが一番大事だと思いますので、ヒアリングの中でどこまで確認できるのか、そこまでやってみたいと思っております。

清水委員：

ありがとうございました。

不破会長：

中澤委員、いかがでしょうか。

中澤委員：

特にこの県事務への利用というのも私がお願いをしたところなんですけど、先般、たまたま私もパスポート申請をしたんですが、その折に、やはり長野県ではこのサービスはいたしませんというお話、こっちの地方事務所でいただいたところであります。市町村では、いわゆるこの住基ネットで15年の8月からできるようになることを、皆さんも県を通じて配っているパンフレットですのご承知だと思いますが、市町村として広報等を通じて宣伝をしてきているサービスが実現していないということに対して非常に困っているところです。逆に言うと、私もそういうのは杉並区とか、そういう一部の市町村かなと思っていたのですが、長野県の場合は、県民すべてがそういうサービスを受けられないということですね。これって、長野県だけなんですか。それともほかの県があるのでしょうかというのが1つあります。この点はこれで結構であります。

藤澤市町村課長：

今、パスポートの件、ご質問いただきましたけれども、長野県以外の県では実施をしていると聞いております。ですから、長野県全体がパスポート関係につきましては従来どおりのかたちになっていると。パスポートは県内で年間6万件ほどございますので、住民利便を図ることが非常に大きな課題でもございます。先般の県議会の中でもこの部分についての質問は私ども受けたところでございます。これらにつきましては、またこの審議会の場でご意見をいただきながら住民利便の向上のための県事務への利用につきましてご意見をいただきたいと思いますと思っております。よろしく願いいたします。

不破会長：

はい。中澤さん、以上でよろしいですか。吉田さん。

吉田委員：

はい。試算のほうがもう少し出てくるかなという期待をしております。要は勘定科目のパラメータというんですかね。試算であるので完成版を期待はしておりません。やはり、表計算のシートを皆さんに早く公表できるか否かというのが長野県の大きなミッションじゃないのかなと思いますね。つまり、どなたであっても、こういう一定の条件の試算数値を入れれば、国が大きなメリットがあるんだと言っているものの数値化をどなたでも計算して、どれぐらいのメリットがあるのかというのがわかると。片や、維持それから安全性を高めるためのコストというのがどれぐらい掛かるという試算があって、始めて貸借というものでものを考えることができるのではないかと思います。やはり、貸借でもものを考えることができるような環境にしておかないと、これはこれだけ掛かっていると、詳細はわかりませんと。そういうかたちでメリットがあるかないかという議論をずっとやっていること自体に非常に不満を感じておりますので、試算であるので、どなたにもわかるようなかたちの項目があって、その数値をそれぞれの皆さんの視点で試算をいただくと、こういう切り口の答えはこういう数値が出てくるというものの中で議論が始まっていくんじゃないかなというふうに思っていて、今回の試算の表計算のシートというのが出てくれば、それはそれで成果なんだろうと思っているので、それができるだけ現実的な数値として数字が挙がってくるように、皆さんのご意見が反映されることを期待しているということでございます。

不破会長：

はい、ありがとうございます。では、これはまだ試算ということですので、これから作業をしていただくということで、ぜひ次回の審議会で何らかのものを出していただくようお願いいたします。

では、議題の2番目に移りたいと思います。住基ネットに係る市町村ネットワークの脆弱性調査の結果、いわゆる侵入実験と呼ばれるものについて、その速報及び県の対応（第2次～第4次案の検討を含む）についてでございます。侵入実験につきましては、私ども審議会といたしましても、少なくとも私、審議会会長でありますけども、私のところには県から何ら実験について相談を受けたとか、事前に何か報告を受けたとか、そういうことなく進められております。その意味では、私からも幾つか侵入実験についてお尋ねしたい点、県の姿勢についてお尋ねしたい点がございまして、実際に侵入実験をされた吉田委員さんにもいろいろとお尋ねしたい点がございまして、まず、その点についてお尋ねさせていただいて、その後各委員からのご意見・ご質問等を受けさせていただきたいと思っておりますので、よろしくようお願いいたします。なお、吉田さんには、昨夜12時過ぎですかね、今朝と言ったほうがいいかもしれませんが、こういうことを聞きたいという内容を箇条書きにしてメールで送らせていただいております。吉田さんはその後作業をされて、さっき聞いたら、朝の3時まで掛けて少し私の質問に答える資料を用意しておられるということで、大変遅く申し訳ありませんでした。それも使っていただきながら、あと私も補足的な質問をいろいろとさせていただきながら議事進行をさせていただきたいと思っておりますし、県に対しては、今日初めて聞く質問がたくさんございますので、その点、どうかよろしくお願いいたします。まず最初にお尋ねしたいのは、この侵入実験と審議会との関係につきまして、まず県のほうから事実関係をお話ししていただけますか。

宮津政策チームリーダー：

この審議会には初めて出席させていただきます。長野県の経営戦略局政策チームのリーダーをしてお

ります宮津雅則と申します。同時に、今回県庁内に作りました住基ネット対応チームのチーム員でございます。よろしくお願いいたします。

お手元に資料2としまして、「市町村ネットワークの安全性調査について(速報)」というかたちでお渡ししております。これは、今回の調査の趣旨等を簡単に書いたものでございます。ひとつ今回の実験でございますけれども、8月15日に知事が公表しましたこの方針に基づきまして長野県が実施した実験でございます。この調査日、調査町村とございますけれども、第1次としまして9月22日から10月1日まで、これはそれぞれの町村長の多大なる協力をいただきまして、事前の了解をいただいた上で実験を行っております。阿智村、下諏訪町、波田町で行っております。それから、第2回目としまして、これは11月25日から28日まで、これも阿智村の岡庭村長様の多大な協力をいただいた上で実施しております。その上で、実はいろんな問題点等わかりましたので、それについての緊急的な措置を阿智村のほうで施していただいた上で、先週こういった速報という格好で県から発表をいたしております。先ほど来お話ししておりますとおり、この実験主体はあくまでも長野県で行っております。実験を行うに際しまして、このような専門的な実験でございますので、この委員会の委員でもございます吉田柳太郎様に指揮監督をお願いいたしまして実験を行っております。実際の実験に際しましては、吉田様のほかに補助事業を行う方と委託契約を結んで実施しておりますところでございます。先ほど不破会長からもお話しがありましたとおり、県といたしましては、この実験の重大性にかんがみまして、先週速報というかたちで結果をマスコミ、また県議会のほうにも報告して、説明をしております。今日、この委員会ということでございますので、吉田さんにももう一度お願いしまして、委員会にもお話しをしていただくということになっておりますので、詳しい内容でございますとか今回の実験の意味するところ、このへんに関しましては吉田さんのほうで説明していただければと思います。以上です。

不破会長：

はい。私も、審議会としては、この実験には関与していないと。少なくとも会長のところには何ら相談もなく、どこでいつやるのか、どなたが協力するのかということも含めて県からは相談もなかったですし、それから、この記者会見で配られた速報につきましても、記者会見後にメールで各審議委員のところには配布された資料でございまして、事前に何か情報が来たということも全くございませんでした。ただ、審議会委員の中に侵入実験に関与している方がおられると。この関与につきましては、県に問い合わせをしたりしたところ、審議会への相談ということでやったのではなくて、個人として個々に技術面、法律面などでの相談を受けるために各委員個人として参加されたと聞いておりますけども、その点はいかがでしょうか。

宮津政策チームリーダー：

今の点ですけれども、今回の実験については、例えば法律的な面、それから技術的な面、それぞれ私どものほうではわかりかねるといって確認をしなければいけない点がございました。その意味で、それぞれの方々に相談をさせていただきながら実験を進行させていただいております。

不破会長：

はい。吉田委員さん、その点につきましてお話しいただくことはありますか。

吉田委員：

はい。県のほうからやっていただきたいとご提案をいただきましてお請けをしたというかたちでございます。内容につきましては、まだ最終的な報告が出せていない状況でございますので、私からの発言はすべて行うというわけにはまいらない立場でございますけれども、先般、速報ベースの内容につきましてはお話できるかと思っております。

不破会長：

はい。では、よろしく願いいたします。では、お尋ねさせていただきたいんですが、まず、この侵入実験と称されるものの目的についてです。審議会がインターネットからの侵入についてその危険性を述べていたのは5月の段階でございます。8月、11月、2回その後審議会がございました。6月にもありましたけれども、8月、11月の審議会ではインターネットからの侵入に関しては、ほぼその危険性は解決しているということを申し上げております。8月19日に開かれまして審議会では、インターネットからの侵入も含めてセキュリティ上の問題は4つあるよということを整理させていただき、それから、その4つそれぞれについて具体的な改善案というものも提示させていただいて、この審議会で全会一致でそれを県に提出させていただいた経緯がございます。改めてになりますけれども、4つの問題の1つはインターネットからの侵入についてということで、それは改善案の第1次版で解決するように求めておりますし、2つ目のセキュリティの問題は、他の市町村からの侵入による漏えいということで、これは改善案の第2次版で具体的な改善策について提案をしております。それから、セキュリティの3番目が市町村の現場での管理の問題、それに基づく漏えいということで、これは改善案の第3次版、データセンターというかたちで、このようにすれば改善できるということを提案させていただいております。それから、セキュリティの4番目は、L A S D E C にすべてのデータを預けるということの是非についてでありまして、それにつきましては、改善案の4次版で対応を求めているというものでございます。その上で、審議会においては、インターネットからの侵入そのものについては第1次の改善案で出させていただきましては、実は8月の審議会以前に、県の情報政策課と各市町村のご協力のもとで、ほぼ第1次改善案というものは改善案を決定する以前に完了をしているということを明言してきておりますし、審議会におきましては、残りの2次から4次までの改善案を至急県が主体的になって検討、実行するように求めているところであります。ですから、審議会といたしましては、既にインターネットからの侵入の危険性を中心とした5月の報告書という段階から、ほかの危険性の指摘とその改善案を具体的に提示するという、次の段階へと進んできている、フェーズが変わってきていると私どもは理解をしておりました。しかしながら、今回の実験結果を巡るいろいろな議論におきましては、どうも5月の段階で審議会の認識が止まっているかのように県が思っておられるような気がして仕方がございません。そのために、ここで改めて侵入実験の目的というものを実際に実験を行われた吉田委員にお尋ねしたいと思っております。実験をされたのが9月末ということですので、8月の審議会で議論をされた4つの問題点に基づいて実験を行って、インターネットからの侵入の危険性というのはもう解消していることを改めて確認いただくということと、それから、3次版で提案いたしました、庁内LANからの侵入の具体的な検証をされたのではないかというふうに私なりに理解をしているところではありますけれども、どうも最近はそのような議論がたくさんある中で、実験を行われた吉田委員さんのほうでその点についてまずお話をさせていただきたいと思えます。

吉田委員：

はい。それではご質問の件ですね。今回の安全確認実験の目的というところからお話をさせていただきたいと思います。

不破会長：

今、配られたのはそうですか。

事務局：

事務局のほうで先ほどデータをいただいたので、コピーを差し上げております。

吉田委員：

3枚目の絵がちょっと動きがあるので、プロジェクターを用意していただきましたので、そちらで見ただけならばと思うんですが。今般の報道でいろんな報道をいただきまして、ほとんどが好き勝手なことを言われているとかですね、スキルがないとか、やっぱり技術的なお話というのはこういうかたちになるんだなど、非常に残念な思いをしているんですけども。中でも、エンタープライズニュースというんですかね、『Z D N e t (ゼットディーネット)』というところのサイトの中では結構詳しく書いてあって、技術的にもなるほどなど、僕が読んでいて納得してるんですけども、でも最後に、これは平行線なんだという議論にしたがっていると。平行線なんだということで終わっているんだけど、我々のほうは、やはり会長からお話がありましたように、審議会の中でどう改善していきましょう、今はこういう問題があります、これを足運んで見てきたら、どうなっていました。だから、こんなふうにしたらいいですねというお話はさせていただいていた。だから、今回の実験を行って、残っている部分を明らかにして、これからどうするかという方向性を見いだすためにやらせていただいたという認識でございます。平行線というお話はマスコミさんのお得意なところなんですけれども、こっちは、ぜひとも国と一緒に実験したいと再三言っているわけですから、どこが平行線なのか、どっちが逃げているのか、どっちが歩み寄ろうとしているのかというのははっきりしていただきたいなと思ってます。

不破会長：

まず、その実験の目的についてよろしいですか。

吉田委員：

そうですね。まず、8月の審議会で明らかにしたインターネットからの問題は既に指摘していたので、現実的に長野県下の多くの自治体の皆さんは、インターネットからの接続というものを、コストを掛けて業者さんと相談をして接続を切るということをしていらっしゃると思います。お金を掛けてですね、やっぱり審議会も危険だと言うと、県のほうからも危険だと言われるので、インターネットからの接続は最低限切りましたよと。お金を掛けて切ったわけですね。よって、インターネット側からの侵入というのは非常に長野県下においては可能性が低い。それでもやっているよというところが幾つかありましたけれども、そちらのほうはそれなりの対応をしているんだということであったということは事実として残っています。なので、内部からの脆弱性の問題を確認するということが今般の目的であったということになります。内部の健康診断という表現を使っていますけれども、内部の本人確認情報の安全性を確かめるといふ行為を行うことにより、どのように安全に扱われているのかというのを確認することが目的

でありました。いいですかね。

次は、これは総務省が実験やりましたよという絵を張り付けさせていただきましたけれども、この絵を見ていただくとわかるように、攻撃端末から住基ネット側の、一番左ですね、ファイアウォール、これは取れなかった、失敗したんだという表現になっています。それから、いわゆる攻撃端末からCS端末にアタックをしたよというふうになっていますけど、この絵のケースでわかるように、CS端末というのは既存住基側のネットワークにあり、かつファイアウォールに挟まれたところにはないんですね。つまり、CS端末を略奪、管理者権限の略奪をできれば、住民サービス側のいわゆる庁内LANのネットワークになにがしかで侵入をすればですね、CSサーバに情報を送ることができるようになっているというあかしの絵なんですね。総務省、失敗したなと思いますね、この絵を出したことは。もうこういう構成を許しているわけですね、総務省は。それでCS端末が略奪できなかったから、ファイアウォールは越えられなかったんだっていうことになっています。ただし書きでご丁寧に、「市町村の中にはファイアウォールを介して庁内LANがインターネットと物理的に接続している団体がある」なんて書いていますけども、要はCS端末とCSサーバというのは通信しているわけですね。情報のやりとりをしている、検索もする、情報の更新もするということになっているというふうに見てください。事実この絵はこうなっている。いいですか、これを頭に入れておいてください。次からですね、お手元の資料で言うと...

不破会長：

では、その次のファイアウォールの話はちょっと後で質問もさせていただきながらよろしいですか。

吉田委員：

そうですか。はい。

不破会長：

その上で、ただ、私としては、今のような話を実験を始める前に、実験中でも構わないですけども、県のほうからしっかりと説明をしていただきたかった。終わってから、今ここで吉田さんが説明するのではなくて、実験中もそういうことはしっかりと県としてこの実験をコーディネートされている立場としてご発言があってしかるべきではなかったかと思っておりますけれども、その点はいかがでしょうか。

宮津政策チームリーダー：

不破会長がおっしゃるとおり、これは私ども実験の主体でございますので、その点はしっかり認識しなければいけないと思っています。

不破会長：

はい。続きまして、次にロックを開けたという報道があるんですけども、これは後のスライドでありますかね。では、すいません。ファイアウォールについてスライドが今出ておりますので、ファイアウォールに対する実験について、ファイアウォールの危険性についての指摘が...、記者会見によると、ファイアウォールの管理者権限が略奪できる可能性が極めて高いという発言になっております。この点につきまして、可能性が高いとされる根拠。それから、ファイアウォールの管理者権限が略奪できたなら、実際にそれでどんな危険が生じるのかということについてご説明いただけますか。

吉田委員：

はい。それでは、ちょっと絵で、お手元の資料ではもう全部出ているので、ちょっとプロセスがわからないかと思いますので、こちらの絵でいきたいと思います。まず、インターネットからの問題で、ファイアウォールがあるから大丈夫なんだと言っていたんだけど、インターネット上からの今回の実験というのはどういうものだったのかというのを説明したいと思います。

まず、インターネットから普通の正常なアクセスというものがあるという場合には、ファイアウォールには正常な通路、扉があるわけですね。その扉を通じて必要な情報にたどり着くようになっている。片や、今回アクセスしたのはどんなことかと言うと、正常なアクセスとして開いている扉を使って、同じように扉の中に入っていきんですね。実際、扉を開けて入った後にデータベースやグループウェア、ウェブサーバの脆弱性を確認しているんですね。それぞれのサーバにパッチが当たっていて堅ろうな状態にあって、管理者権限を略奪できないようになっていましたという話を速報でもしています。

不破会長：

これは波田町がこうであったということですか。

吉田委員：

そうです。こうでありましたということですね。こういう説明をしているんですけど、どなたも正確なことをわかって報道できる人がいないなと思っていました。じゃあ、悪意のあるアクセスって何なの？ というと、ここから悪意なんですけどね。赤い矢印でサーバに入った。今回は取れなかったと言っているのは、サーバの中身にちゃんとパッチが当たっていたんですよという話をしているんですけども、パッチが当たっていなかったらどうなのかというと、サーバは乗っ取られるんですね。踏み台という話です。これを踏み台にされると最終的には既存住基も悪いやからが乗っ取ってくるわけですね。乗っ取られたらどうなのかというと、ウェブサーバを踏み台にして、個人情報をつ引っ掛けて、扉を使って外へ出て行こうとするわけですね。そうすると、悪意のある人のところに情報を持ち出すことはできる。ファイアウォールというのは扉が開いているんですね。開いている中に入って行って作業をしたけど、そのパッチが当たっていませんでしたよということです。これをファイアウォールを突破していないから安全なんだという表現で正しいのかどうかですね。それは皆さんが、言いなりに麻生大臣が言われた、ファイアウォールを突破しておらんのだから大丈夫だという話が、こういうことで理解されていますかということですね。皆さんが。最終的にはCSも既存住基も略奪される可能性がインターネットと接続しているとあるということですよ。庁内LANとインターネットをつなぐと。

不破会長：

つまりまとめますと、ファイアウォールがあるから防げたということではなくて、実験をした他の市町村にあったような脆弱性が内側のサーバにあったならば、インターネットからの侵入が可能であったということによろしいのでしょうか。

吉田委員：

それは間違えなく可能だったと思います。

不破会長：

もう一度先ほどの質問に戻るんですけども、管理者権限、ファイアウォールの管理者権限が略奪できる可能性が極めて高いということの根拠、それから、ファイアウォールの管理者権限が略奪できたとしたら、どういうことになるのかということもお話いただけますか。

吉田委員：

はい。この絵でいきますと、扉が開いているファイアウォールですね、扉がついているファイアウォール。この扉を幾つでも作ることができます。それはファイアウォールの管理者権限を取れた場合ですね。

不破会長：

ファイアウォールそのものを働かなくすることもできるわけですか。

吉田委員：

働かなくすることもできますし、どういうのが通りましたよという記録を改ざんすることもできます。要は、どうにでもできるっていうことになりますね。なぜそういう可能性があるかというお話をしたかと言いますと、ファイアウォール自体は、どうもメンテナンスしている業者さんがあって、その業者さんがメンテナンスするための口を持っているというところがありますねというかたちになります。

不破会長：

管理用のポートが開いていて、そこから略奪できる可能性があるということですか。

吉田委員：

そういうことになりますね。だから、扉そのものの話ではなくて、その扉以外に、いわゆるファイアウォールの裏側に、表にはないような扉があるということになります。

不破会長：

この関連で、各委員からも適宜質問を。

佐藤委員：

非常に今重要な話をされている。問題は2つあるので誤解されていると思うんですけど、この絵はインターネットから公開サーバに対する侵入の経過の話。今、話されているのは、既存住基とCS間のファイアウォール、それについての管理者権限を乗っ取れる可能性があるという試験結果の話と2つあるんですよ。両方重要なんですけども、まず先にこの問題についてもう一度認識をしなければいけないと思うんですけど、もう今、結論言われたんですけど、ファイアウォールは我々前から言っているとおり、穴は開いているわけです。その開いている穴を通過して中のサーバに入ってしまったら、そのサーバがいかに完璧にセキュリティホールをつぶしているかにかかってくるということなので、ファイアウォールがあるから守られているわけではなくて、サーバをちゃんと維持管理したから結果的に守られたんだと。ここをやっぱり再度認識する必要があると。それで、ちょっとお伺いしますが、じゃあ、今回のこのサーバは、ここのセキュリティパッチの当て方というのは、通常の市町村、あるいは一般企業でもいい

んですけども、に対して対応しているのと比べて、どのぐらい完璧にパッチを当てているかということ
はわかりますでしょうか。

吉田委員：

結論から言うと、不必要なDLLはないですね。それから必要なサービス以外のウィンドウズの2000サーバというもので表現されているサービスというものがあります。そのサービスというのは何かというと、いろんな仕事をするアプリケーションのプログラムというのがあるんですけども、それを一元的に支配していて、必要なものと必要でないものを動かしたり止めたりするというものですね。必要なものをそのサービスの中で起動、例えばOSが再起動するたびに立ち上がりますよ、あるいはこれは手動で立ち上げますよという定義があるんですけども、その中で、停止しておけば通常は動作しないプログラムというのがあるんですが、そのプログラム自体をあえて削除してあるという徹底ぶりでありました。

佐藤委員：

恐らく、相当用意周到というか十分な体制をとられて、したがって、波田町は非常にそういう意味においてはインターネットとつながっていても中で十分な体制をとっているからいいんだと、こういう事例だと思んですけど、問題は、波田町はそういうことをやっていたとしても、同じことをほかの市町村が全部同様なレベルでできるかどうかということが問題になるわけですね。ですから、そのところは、長野県の場合には結果的にはほとんど切りましたから大きな問題にはならないと思いますけれども、日本中まだ同じ問題を抱えていますから、そういう意味では、この脆弱性の試験というのは、これは今後の国に対する提案ですけど、もう全部この試験をやったほうがいいんじゃないかということ、インターネットとつながっている市町村は全部国の責任においてこの試験をやるということを義務付けるぐらいのことを長野県として何か国に、LASDECに要求するということは必要かと思います。これは意見です。それで、もう1つ...

不破会長：

その点については、逆に言うと、これから考えている第3次のデータセンターでは、こういうことをやりなさいよということですよ。1つの市町村で定時的にこういうことをやっていくのは大変なんだけども、データセンターであればこういうことができるでしょう。だから、こういうことをやればデータセンターも安全ですよということが、ここから示唆されているということだと思います。

佐藤委員：

はい。それぞれの市町村で細かなサーバの管理をやるのは大変だからデータセンターにして、そこをしっかりと守りましょう。そこにIDSなりIDPを入れて、しっかりした監視システムを作りましょうというのが3次の、長野県の今後の1つの考え方ですね。日本中そういう考え方になればいいんですけども、少なくとも、どのぐらいの脆弱性があるかについての試験は義務付けるというのは、一般論としては国に対しては言ったほうがいいかなと思います。

それで、もう1つ、これに関して質問なんですけれど、正常なアクセスで青いルートで入ってくるのと同じように、例えば80番ポートが開いているとか、そういうかたちで、今回のアクセスで入っていたわけですが、今おっしゃられたように、それぞれのサーバでどのサービスが動いているとか動いて

いないというところをちゃんと外側から認識できるということなんですね。

吉田委員：

もちろん、間違いなく認識できます。

佐藤委員：

ということは、基本的にはそのサーバに対してアクセスをして状態を調べることが外側からできているということの意味しますね。

吉田委員：

間違いなくできています。

佐藤委員：

はい。ということは、そこに何らかの脆弱性があると、そこを突いたかたちで乗っ取りというものは理論的にはあり得るということをこれは意味するということで非常に大きな問題だと思えますね。ファイアウォールがあるからいいということは完璧にこれで論破されているということの意味していると思います。

櫻井委員：

最もコンピュータについて素人の私が確認をしたいんですけども、長野県のこの事例について、特に地元の県の新聞が、ファイアウォールは突破されていなかったという類の報道をいたしましたけれども、それは間違いだということですね。

吉田委員：

間違いだと思えます。

櫻井委員：

はい。それと、この波田町のような非常にしっかりしたパッチを当てていると思われる自治体は、ざっとした感覚でいいんですけども、例えば長野県下120の市町村のうちどのくらいでございましょうか。別の言い方をすると、これほどのレベルにいていなくて、同じような侵入実験をした場合に容易に、...容易かどうかわかりませんが...、乗っ取ることができるようなパッチの当て方をしているところはどのくらいあるというふうに、これはなかなか数では言えないかもしれませんが、今まで多くの自治体を見てきた体験からどんなふうに思われますか。

吉田委員：

これはもう根拠のない話ですけども、大体、担当者の方がいらして、その担当者の方が非常にお詳しくて、セキュリティに意識の高い方がいらっしゃるということのは大体難しくなっていて、容易には管理者権限を取るということは難しいです。私のような者にお話をしていただけるようなレベルの方は、はなから意識が高いですね。なので、「おまえやってみろ」と、「問題あったら言え」と指示いただくというパターンがほとんどです。そうでなければ、ファイアウォールって聞いているんだけどっ

て指さしていただいた機器というのはファイアウォールではなくて、いわゆるルータと呼ばれている機械のことを指さしてファイアウォールと呼んでいたりするようなところがほとんどでございまして、そちらに足を運んでしまえば、実質は、数時間もあれば侵入できるんじゃないかなと思っております。

不破会長：

ただ、幸いにして、そこは今はインターネットからは切り離されているので、外部からの侵入でサーバが攻撃を受けるということではないと。

吉田委員：

はい。いわゆるインターネットからという口は切られているということは間違いのないと思います。

不破会長：

はい。では、先ほどの質問に戻るんですけども、実験のやり方の中で、ラックを開けて実験をされたという報道がございます。その点について、実験の正当性を疑問視する声が挙がっており、県議会においても普通ではなかったという答弁もございました。この点について説明をいただけますか。

吉田委員：

はい。それでは、次のスライドになるので、今のご質問の答えになるのは7番になるかと思うんですが。絵で見ていただければ、国がやった実験の中でも、攻撃端末ということで住基ネット側のファイアウォールを突破できなかったという実験をしているんですが、これも施錠しているラックを開けてやったというふうに聞き及んでおりますので、ラックを開けたこととか開けていないことというのが、そもそもポイントになるのかどうかというのは、あまり意味がないといえますか、さっきの総務省側の絵を見ていただいてもわかりますように、CS端末自体がセキュリティレベルから言うと、ファイアウォールの間に、コミュニケーションサーバと同じところにCS端末があったほうが安全性は高いわけですけども、住民サービス側のセグメントと呼ばれているところにCS端末があるということは、コミュニケーションサーバとファイアウォールを越えて通信しているんだということがもう絵でわかるわけですから、そこから侵入の実験をするということと同義でございますので、鍵があろうがなかろうが、問題の本質には全く関係ないというふうに思っております。

不破会長：

もう一度、総務省がやっているからうちも正しいんだというのはちょっと議論としては成り立たないと思うんですけども、ラックを開けたっていう行為自体が実験の結果にどう反映してくるのか。もしくは、それは本質的な部分ではないということなのか、そういうことをお話しいただけますか。

吉田委員：

はい。CSサーバ自体の堅ろう性の確認を、安全性の確認を行うということでございます。このCSサーバ自体の安全性を確認しようということになりますと、今回実験を行ったところでは、サーバ自体は施錠された部屋に入っていて、かつ、施錠されたラックの中に収められていました。ただし、そのサーバと住民サービス側の間のネットワークというのはケーブルで延びていて、その延びている先にCS端末という操作端末が置かれているということでありました。具体的に言いますと、日中、住民サービ

ス側から作業をやってよかったんですけども、物理的にそういう場所を提供いただくということが難しかったことが1つと、それからサーバの中に私のような人間とか作業員を押し込んでおけば、どなたにもわからないということをごさいますて、物理的には外から見えないところで作業をしていたということになりまして、部屋を用意していただくということもなく作業をしていたということであって、実際には住民サービス側のところで、村長さんの応接室を借りても十分作業は同じレベルでできたことは確かだということは確認しております。

不破会長：

つまり、ラックを開けなくても、そういう場所で作業させて、窓口の線を使わせてもらうとか、別の部屋のラックの中から延びている線を使わせてもらうのであればラックを開ける必要はなかったと。その場所が、今回はいろんな事情で提供がなく夜中だけの作業になったので、ラックを開けて同じ環境を作ったということですか、今のお話は。

吉田委員：

はい。それで間違いないと思います。

佐藤委員：

質問を変えますけど。CSサーバのキーボードを直接たたかないとCSサーバを乗っ取れないかどうかポイントだと思います。つまり、攻撃する端末機をネットワーク上に、LAN上に設置をしたパソコンからやっているはずなので、それを自分で持ち込んだパソコンでネットワーク的にCSサーバを乗っ取ったのであれば、あえて直接CSサーバのコンソールをたたいて何らかの乗っ取りを行うということではないことになりますので、そのところが明確になれば、もう鍵を開けた、開けないという問題はほとんど意味がない話なので、本質的にはCSサーバの管理者権限が乗っ取れるかどうか、それを乗っ取った、そのためにはネットワーク上のパソコンからやったということだけで十分かと思いますが、それを確認したいと思います。

吉田委員：

ご指摘のところは、CSサーバには十分なパッチが当たっていませんでした。よって、エクスプロイトの攻撃によって遠隔地から管理者権限を略奪しました。略奪した結果、CSサーバの画面そのものを自分たちの攻撃端末の画面に持ってきて、マウスを含めて自由に操作できる環境を作りました。これが結論です。パッチが当たっていなかったのでエクスプロイトで取れましたということですか。

不破会長：

つまり、佐藤さんのご質問を繰り返すことになりませんが、CSサーバを直接操作した、ラックを開けてキーボードをたたいたとか、何かCSサーバの状況を変化させたとか、そういうことはないということですか。

吉田委員：

はい。キーボードを触れる環境にあり、触ったから取れたんだという報道がたくさんなされていますけれども、それは触らずに取れたということは明かでございますので、であるならば、国と一緒に実験

をさせていただければはっきり目の前で実証させていただきます。

不破会長：

はい。わかりました。

次に、この実験はあくまでも今の問題を明らかにするとともに、安全なネットを作っていく、安全なシステムを作っていくための実験だろうと私は理解をしております。改善案というものを8月に出させていただいたわけですが、その実施についてお尋ねしたいと思います。この実験の結果で明らかになった脆弱性も参考にして、早期に2次から4次の改善案というものを実現のテーブルに乗せるよう進めていくべきだと私は思っておりますけれども、実際に実験をされた吉田さんのご意見というのはいかがでしょうか。

吉田委員：

はい。たくさん自治体の中で、これほどネットワークのセキュリティレベルに対して格差があっていいのかなというふうに強くショックを受けたというのが感想です。お金のあるところ、それから担当者スキルの高い、意識の高い担当職員の方がいらっしゃるには、業者さんにも日々問い合わせ、また専門的な具体的な問い合わせをされます。その問い合わせには一生懸命答えようということで業者もきちんと対応をする。しかし、何も問い合わせをしない、わからない、問い合わせそのものがないという村や町ではセキュリティレベルは著しく低い、かつ、当然当たっていかざるべきブラスター騒ぎとか、審議会の中でも何度も言ってきたんだけど、パッチというのは全く当たっていません。過去、もう忘れるぐらい、半年前のが当たっていませんでしたというようなレベルじゃないんですね。それは、詳細はレポートの中で書きますけれども、そんなレベルじゃなかったです。もう、そのこと自体を記憶で甦して思い出すことができないぐらい前のパッチも当たってない。こんな格差を生んでいるということは、セキュリティレベルを1つの物差しで計って、同じ安全性を論じることは現実的には到底不可能なんだということを目の当たりにしました。よって、ご質問のお話ですけれども、やはりある程度まとまったところで集中的にセキュリティレベルの監視をしたり、パッチを当てたり、運用をしていくということは大変重要で、かつ、安全性のレベルをまとめて一定のレベルを維持するということが可能になる手法であるということは認識しました。よって、その中でどのようにしていけばより安全になっていくのかということが今後議論の中で進むべき方向の1つに選択肢があるんじゃないかなと感じております。

不破会長：

私がそういう質問をしますよということを昨夜申し上げたのでこのスライドを用意していただいていると思うんですけども、ちょっとこのスライドに基づいてお話をいただけますか。

吉田委員：

はい。スライドでは、これは繰り返しですけれども、具体的に対策の方針というのを出している。それは今会長からご質問があったように1、2、3、4段階ですね。うち1つの選択肢の中にはセンター構想、...集中監視です...、というのがある。2つ目は国の部分については吉田を逮捕だとか、不正アクセス防止法だとかいろいろなことを言っていた方がたくさんいらっしゃいますけれども、そもそもドアもロックしていないのに国の安全レベルというのは私のほうではわかりません。今回タッチし

ていないということです。

不破会長：

タッチしていないという意味は、CSサーバから上位のほうといいますか、国側へのファイアウォールには一切侵入を試みておられないということによろしいですか。

吉田委員：

はい。県と市町村さんの所有物以外は手を出していないということでございます。それからL A S D E Cの24時間監視の質というのはどういったものかというのも明らかになりました。民間業者で言えば、大体、月20万円から30万円ぐらいの監視サービスをしているマネージドサービスプロバイダーというカテゴリーの業者さんがいらっしゃいますが、その業者さんにお問い合わせをすれば、年間大体300万円ぐらいで手掛けていただけるような質のものをやっておられるんだということがわかりました。それから、このレベルでは不正なアクセスを検出できないんだということも明らかになりました。それから、国の部分が守られているから安全という話ではなくて、既存住基の内容というものが改ざんされれば、CSサーバにいわゆる14情報というのが移動をして、転出先の既存住基にそのままリアルタイムにコピーされ、住基ネットの中を4情報以外のデータが流されているということもはっきりわかりました。それから、もう1つのスライドの6番のほうです。出先の安全性というのは不十分であったという話です。これも速報でお話をしました。簡単に、簡単にと言うのは、ある程度ネットワークの知識がある人、ある程度というのは非常に難しいですけれども、このネットワークの業界に働いていて、ルータとかルーティングだとかインターネット接続という業務に関わったぐらいの知識があれば、施設内の安全性確保というレベルでは十分に遠隔地からでも市内LANに入れますよということが明らかになりました。住基ネットがいわゆる公衆回線ですね、電話回線につながっているということがわかったということです。これは発信者番号チェックだとかコールバックという機能だけで安全と言っているのかどうかというのは、とても安全とは言えないだろうという認識を持っています。それから、7番目はラックの鍵です。これは先ほどのとおりでございます。

それから、ほかの都道府県ではいまだにこういう議論のレベルにも達していないんだということだと思います。たまたまですけれども、よその住基のネットワークの研究会というところに出させていたいただいておりましたが、よそは非常に格差がある。お金のあるところはお金を掛けているけど、お金を掛けられないところというのは全然対策ができないということです。今後、より具体的な対応策を今回の実験を受けて精査して提案していきたいということでございます。

最後に結論というところがあるんですけども、これはまとめです。基礎自治体からほかの都道府県の基礎自治体への改ざんされたデータ、既存住基のデータというのが正規のデータとしてCSサーバを通じ電送されると。そのデータが真のデータなのか改ざんされたデータなのかというのを判断する仕組みを持っていないということがはっきりした。これが一番致命的だったなということになります。それから先ほどから繰り返し説明しているように、ファイアウォールがあるから安全なんだという神話というのは、多分崩れているんじゃないかなと思います。佐藤委員のご指摘のとおりです。波田町は何がよかったのかと言うと、ファイアウォールがあったからじゃないんです。ファイアウォールの中にあったサーバのセキュリティレベルが有効だった。今時点良かったというだけで、これが数カ月たって新しい脆弱性を見つけて、それを対策しなかったら取れるはずなんです。今時点は良かっただけなんです。これから未来永劫、波田町が安全かという何の保証もないわけです。要は対策というのはずっと面倒を

見ていかないといけないということが重要だったということです。よって、不具合が見つかったら直せばいいと。おいおい直していけばいいんだよというものなのかどうかというのは、技術的にはそんな考え方は全く通用しないということが明らかになりましたということでございます。

不破会長：

はい。もう1点、国の説明の中で、国が管理している住基ネット本体への侵入はなかったという発言があったと思うんですけども、それはさっき言われた国側へは侵入はまだ試みていないという理解でよろしいんですか。

吉田委員：

これをもしやると、本当に不正アクセス防止法ということになって、多分今ごろそういう方が周りを困らせていただいて、終わったらこっちへどうぞということになっていたんでしょうね。ということでございますので、これはもうぜひとも国のご協力が必要です。国と一緒にやらせていただきたい。ずっと言っているんですが、全然応じていただけそうにないんですけども。国と一緒にここを確認させていただきとうございます。それがオープンな場なのか、どうなのかわかりませんが、国がよいと、私を雇っていただけらなければ、ぜひこれがはっきりすると思っております、技術的にどうなのかということ、安全だと言っている方自身が確認をされたらいかがなものかなというふうに思っております。

不破会長：

あと、これは6月、7月の段階から私どもがずっと言っている話なんですけれども、住基ネットというのは何なのかということにかかわってくると思います。住基ネットというのはネットワークというシステムを指すものなのかどうか。ただ、私どもはそのシステムそのものではなくて、この審議会は本人確認情報保護審議会ですので、何を審議するところかということ、住基ネットで扱われている本人確認情報、それ自身が保護されているかどうかを確認していくというもので、ネットワークそのものがこの部分が国の領域だよ、ここの部分は市町村の領域だよ、ここは県だよということ意識しているわけでは決してありません。どこの場所であろうと、どのサーバであろうと、どのネットワーク上に流れていようと、それが既存住基のほうであろうと、CSサーバのほうであろうと、CS端末で扱っていようと、ともかく本人確認情報がある限り、その情報そのものを守ると。それがどこにあるかということの問題にしているわけではないということをお願いしたいと思います。

その上で、今吉田さんも言われた改善案についてなんですけれども、県が具体的にその改善案を進めていますかということです。8月の審議会におきまして、審議会で改善案を決定するにあたり、これは中澤委員さんからも特にご発言がありまして、私もそれを繰り返し述べさせていただきましたし、11月にも確認いたしましたけども、この改善案の実施というのは、市町村と協力をしながら主体的に県が行うものですよということを求めています。この8月の審議会から早くも4カ月が経過しております。その間、県の改善案に対する取り込みについてここでぜひ尋ねさせていただきたいと思うんですけども、どうも私ども、その改善案が進んでいるように見えない節がございます。先日の議会におきましても、現段階では対策はないと、県本人確認情報保護審議会の議論を詰めたいという答弁があったという報道がございました。8月の審議会の決定と、その報道されている内容とは随分異なることでございますので、もしもそれが真実であれば、審議会としては大変不信感を県に対して持つということになります。

県が県民の情報保護のために具体的に何も動かない、県民の情報が危険にさらされている状況について何も改善がされないというだけではなく、その検討すら審議会頼みで県庁内で行われていないのだともし仮にするならば、審議会は存在意義そのものを失ってしまう。審議会があるから県は何もしないよということになってしまうのであれば、審議会はその存在意義を失ってしまうものと私は強く感じております。まず、この点につきまして県の説明をお願いします。

宮津政策チームリーダー：

当然、これは第1次から第4次ということで審議会から提案されてございますので、県としては真剣に受け止めております。私どものほうでも、今のようなおしかり受ける部分は甘んじて受けなければいけない部分はあると思います。これは私、政策チームのリーダーでございまして、県庁全体の政策の調整をしておりますので、進んでいない部分については大至急人的にも予算的にも対応するように進めてまいりたいと思います。若干、今日ペーパーで資料3ということで用意してございます。これの説明をできるのかと思いますけどもよろしいですか。お願いして。

不破会長：

はい。

藤澤市町村課長：

資料3でございます。今回の調査結果を踏まえてということなんですが、市町村課のほうで行っている部分ですけども、当面の対応ということで記者発表があったときに発表資料を市町村に送りまして、その中で緊急の対応ということで、今回出先の施設からという部分がありましたので、庁外にあるネットワークアクセスポイント、それについての安全を確認していただきたいと。それからコミュニケーションサーバの管理状況の再確認をお願いしたいと。こういったことを申し上げております。それから、市町村からも今回の速報についての説明を求められておりますので説明会を早期に開きたいと。1月の中旬で日程調整をしているところなんですけれども、委員の協力をいただきまして開催をしたいと。この日時等につきましては年内に市町村には通知したいと考えております。それからセキュリティ研修ということですけども、1月中に調査結果を踏まえた市町村担当者向けのセキュリティ研修会というのを開催してまいりたいと。それから、市町村におきましても独自の研修、あるいは共同での職員研修というのがございますので、そういった中で、こういったセキュリティ研修という機会を設けていただくようお願いをしてみたいと。そんなふうに考えております。

阿部情報政策課長：

引き続き2番にございます、今審議会からもご提案された2次案から4次案の検討ということで現況をご説明させていただきたいと思っております。その前に1つ、我々も今回いろいろ県会でも話題になりました、県の役割というのをいったん整理してみました。ご案内のように、住基というのは県ももちろん関係してございますけれども、原則それぞれの市町村で対応するという状態になっております。そういう中で、今吉田委員さんからもご指摘のあった、市町村のセキュリティレベルには非常に格差があるというような状況はございます。しかし、そういった対策を全118の市町村それぞれ同じレベルということは非常に難しいということは我々も認識しております。そんなときに、人的にも経済的にも非常に格差があるということなものですから、それを県も一緒に考えて枠組みを構築したいというスタンスで考

えております。そこで、県の役割というのは、8月からいただいているこういった安全策の提言というのを基礎にいたしまして、県の考えというものをそこにプラスして、そういった情報を市町村に提供をして、それを検討していただく場というものを設けなきゃいけないのじゃないかと考えております。その場として今考えておりますのが、ここにございます、長野県の電子自治体協議会でございます。印で書いてございますけれども、住民サービスの向上と効率的な行政システムの確立を目指した電子自治体の推進を図るという目的で、既に15年3月24日に設立してございます。県、118すべての市町村、そして10の広域連合、あるいは市町村の自治振興組合ということで130の団体が加入した協議会でございますが、こちらにおいて主な活動にありますような総合的なネットワーク、あるいはシステムの共同構築とか電子自治体の構築ということをとともに考えようという協議会でございます。この場を活用させていただきながら一緒に考えていきたいというのがまず基本的なスタンスでございます。

では、その中で具体的にご提言いただいたものをどういうふうに考えているのかということになるわけですが、それにつきましては、1つといたしまして、現在、住基の関係もございますけれども、県全体としてもこの電子自治体の中で長野県下の高速情報通信ネットワークというものをどのように整備していったらいいかという、その整備と運営に関する方針というものをただ今策定中でございます。実はかなりもうまとまっております、不破先生もメンターになっていただいておりますけれども、3名のメンターの方からご意見、最終調整が終わりますと、案としてまとまっております。この方針を早い時期に公表をいたしまして、県民のパブリックコメントなり市町村の皆さんにも一緒に考えていただきながらやっていきたいと思っております。この方針は、ちょっと確認の意味で申し上げておきますと、県内の高速通信のネットワークということでございまして、もちろん今話題になっております住基のような閉じたネットワークというものもございまして、今お手元に絵を差し上げてあるかと思っておりますけれども、グリーンの部分の閉じたネットワークというものもございまして、あるいは黄色いところもございますLG-WANだとか学校で利用するような、そういったネットワーク、あるいは一番上のレイヤーになってございますけれども、民間も利用可能なオープンなネットワークとか、こういったいろんな層のネットワークを共同で構築していったらどうかというのが我々の今考えておる方針案でございます。こんな中で、審議会でもいただいているような安全性の2次案、あるいは3次案も一時関連してございますけれども、共同センターというようなことも方針の中に盛り込んだものを今策定中でございます。これを近々オープンにいたしまして、それを土台としてともに方向を出していったらどうかと考えております。それが今の状況でございます。

不破会長：

はい。今説明がありましたけれども、2次案の部分につきましては、これは私も別の立場で関与をしております。県の高速ネットワークの構築の中で考えていることは十分承知しております。ただ、3次案、4次案につきましては、まだ具体的な検討が県の中で行われていないのではないかと危惧を持っております。ぜひ、これは1、2、3、4の順でやらなきゃいけないということではなくて、それぞれ並行して議論をして、順次時を待たずにやれるところからどんどんやっていくというものでございますので、3次、4次についても県庁内に、例えば対応チームのようなものを作っていただいて市町村とも話し合いをすぐにでも始めていただきたいと思います。それにつきまして、その作業を県庁内だけで行うことが困難であれば審議会も、例えば3次のデータセンターの構想について、その実現に向けた提案をさせていただきたいというふうに思いますので、ぜひ検討のほうをお願いいたします。また、市町村への説明についてもぜひお願いします。実験結果について、市町村では大変な不安感と県に対する不信感というも

のが生まれておるように思えます。実験をただ不安をあおるためのものにするのではなくて、具体的な改善案作りのための貴重な情報源とすることを県が自ら示して、市町村とともに改善案を県が主体的に検討をして実施していくということを示すためにも、ぜひ市町村への説明を早期に行うべきだと思っております。また、その際にはその不信感を払拭するためにも極力情報を全面公開していただいて、また十分な説明を尽くすということが求められると思っておりますけれども、その点について県の考えをお願いいたします。

松林住基ネット対応チームリーダー：

今、不破先生からおっしゃられました点、これにつきましては対応チームリーダーという立場から一言申し上げたいと思います。これは、市町村に対する影響も非常に大きいわけでございますので、県としましては早急に市町村に対して対応策をきちんと示していきたいと。できるだけ早めに示していきたいと考えております。先ほど市町村課長からも説明ございましたとおり、早急にまず今回の実験の説明会を実施するとともに、対応策につきましてもそれぞれ検討をしていきたいと考えております。

不破会長：

はい。各委員から適宜。

佐藤委員：

当面の対応策のところの(1)で、12月16日にもう連絡をされたということなんですけど、庁外のところの安全確認、具体的にはどういうことを確認しなさいと。あるいはCSの管理状況を再確認とあるんですけど、項目に関してはもう明確に出たんでしょうか。

藤澤市町村課長：

市町村に流しましたのはこの2点ございまして、アクセスポイントにつきましては接続口をふさぐとかの緊急的な対応をお願いしたいと。それからCSの部分につきましては、施設も含めて管理状況の確認ということで、具体的な内容という意味では乏しいかたちにはなっております。

佐藤委員：

今回の実験でも明らかになったんですけど、出先機関からの試験もやって庁内に入れることがわかっているんですけども、そうすると出先機関というのは基本的に庁内と同じことになるわけですね。国の指針では、庁内にあるサーバはちゃんと鍵掛けないさいとか、部屋を別にしないさいと言っているんですけど、それぞれの事務所のパソコンまでは鍵掛けろとは言っていない。したがって、そういうパソコンないしネットワークに入ればサーバを基本的には乗っ取れるっていうことはわかっているわけですから、その庁内のサーバをちゃんと守ると同じレベルでそれぞれ庁内のパソコンも守らなければいけない。と同時に、出先の庁内にアクセス可能な端末機もしっかり管理をしなきゃいけない。それはもう物理的な管理が必要になってくるという事態になってきていると思います。つまり、いくら、先ほど吉田委員のほうからあったとおり、発信者番号チェックとかコールバックをやってもだめなんですね。あるいは、ものによっては今回ADSLのように常時接続になっているところもある。つまり、そこはこの端末機さえ操作できれば庁内に入れるのと同じことになるわけですから、そういう意味では、出先のところの物理的な施設の安全管理というものをしっかりやらなきゃいけない。場合によっては、例え

ば誰か侵入したら警備保障がすぐアラームを出すとかいうところまでやらなければいけない事態になる可能性があるんです。ですから、ただ単にアクセスポイント、安全確認しなさいというだけではだめで、その一番末端の弱いところをどう守るかということ、そういうところから意外と入ってくるわけですから、ここはもう少し我々も意見を出したいと思いますけれども、市町村に対する説明のときには、そこは十分精査した上で説明が必要かと思います。

不破会長：

はい。あとこの実験について、中澤さんのほうでは。

中澤委員：

今まで報道等で知らされてきたことをベースに、ちょっとここへ来る列車の中でいろいろ考えてきたわけなんです。まず、私の感想を述べる前に2点ほど確認をしておきたいことがございますけれども。市町村課長さんにまずお伺いしますけれども、12月16日にこの実験結果の発表があったわけですが、市町村課長は15日の時点では知っておられたのでしょうか。イエス、ノーで結構です。

藤澤市町村課長：

知っておりません。

中澤委員：

同じ質問ですが、情報政策課長さんは知っておられたのでしょうか。

阿部情報政策課長：

知っておりません。

中澤委員：

チームリーダーの松林さんはどうなんでしょうか。

松林住基ネット対応チームリーダー：

私は16日の朝、そういうことを...、実際には朝に打ち合わせ会議のときに配られた資料を見たということでございます。

中澤委員：

ありがとうございます。宮津さんご出席いただいておりますので、宮津さんは15日の時点では知っておられましたか。

宮津政策チームリーダー：

私、実際に15日の夕方に速報というかたちでいただきました。その後、実はその前の週の県議会でも非常に話題になっておりましたので、田中知事に連絡しまして、どのようにしようかという相談をしたところでございます。

中澤委員：

それじゃあ2点目ですが、ということは、宮津さん以外はご存じではなかったということですね。そうしますと、16日の発表までの間において、県庁内部において、住基ネット対応チームなり何なりで結構なんですが、そういうところではこの報告については何ら吟味をしていないと考えてよろしいわけですね。

宮津政策チームリーダー：

これは私がチーム員でございますので、私が扱ってきたということでございます。

中澤委員：

そういう中では、今回先ほど説明もあったんですが、この審議会で盛んに言われたことは、とにかくインターネットと接続さえしていれば、それが即、そのことによってデータが盗み出されたり、改ざんされたりっていうことを盛んに指摘しまして、それがあから故に離脱しなさいよということを書いてきたんだと思っております。

不破会長：

それは5月の段階ですね。

中澤委員：

はい。そういう意味では…、

不破会長：

その後、それを具体的に解決する方法を出してきていると。8月の審議会で具体的な解決策を出して、県としてはインターネットからの接続の問題というのは解決を一緒になってしてきたと。それは中澤さんも一緒にやられた話だと思うんですけども。

中澤委員：

そういう中ではですね。そうしますと、今回の実験というのは住基ネットって言うんじゃないくて、庁内ネットの安全性なのか、危険性なのかを確かめられたということだと思っております。

不破会長：

もう一度さっきの住基ネットというのは何なのかという話で、そこに本人確認情報があるかないかということになってくると私は思っております。すいません。私の質問じゃないですね。

中澤委員：

それで、そういう中では、いずれにしろ庁内LANそのものは当然住基ネット以前から出ているものでありますし、そのことの危険性というのは、一般的にどこの企業へ行かれましても、あるいはどの建物へ行かれましても、庁内LANの危険性というのは本日指摘されたようなことは当然のこととてあろうかと思っております。ただ、そういう危険性というのは現実的なリスクとしてどの程度の割合を持つのか、要するに、そういうことで考えると犯罪しか考えられないわけですので、基本的には非常に限

りなくゼロに近いリスクだと私は思っております。今日の中では、先ほど県も吟味をせずに発表された。16日の報道等で知った後、市町村から情報政策課、あるいは市町村課等へはかなりの電話が行っていると思います。そういう中で私も市町村の人たちから聞く中では、県の担当者も何にも知らないんだと、そういう事態が起きていると。そういう中では、吟味をせずに発表したからそういうことになるんでしょうけれども。今回どういうことが起こり得るか、市町村はあの発表に非常に戸惑っているわけです。選挙人名簿の改ざんとか幾つかの例が掲げられております。例えば選挙人名簿の改ざんと言ったときに、誰が何のためにやるんでしょうか。現実的に起こるっていうことを考えたときですよ。ある特定の人の選挙権を発生させようとする、あるいは消滅させようとする、そういうことによって起こるんでしょうか。それとも全員の人の選挙権をいい加減に改ざんしてしまおうって、こういうことで起こるんでしょうか。これやってみても基本的にはすぐ発覚すると思っております。それから、年金データの改ざんという例も出されておりますけれども、年金のデータにつきましては、既に社会保険庁で一元管理をしているデータでございます。市町村では給付とか納付のデータは全く管理しておりません。ですので、改ざんをしてあたかも給付額を動かすというようなことを書かれていますが、こういうことは起き得ない話であります。それから介護保険、児童手当、本来の受給者じゃない人に支払ったり、あるいは消滅させたりするということなんですが、これも現実的に何のためにやるんでしょうかということですよ。誰が何のためにやるんでしょうかということですよ。また、税金の滞納の例も出されておりますけれども、滞納があっても今は転出させていますので、いわゆる本当に具体的業務に入って、知らない一般の国民の方が知るとすごくショックを受ける、そういう発表になっているというのが非常に市町村から見ると不満だと思います。このへんは、報告があった後、行政のプロである県の皆さんが吟味をすれば、少し変えた表現で発表ができたんじゃないのでしょうかということをおもっております。そういう意味では、先端にいる市町村側として見ますと、長年にわたって地道に着実に住民との信頼関係を築いてきているわけです。それが、あたかも明日にでも自分たちのデータが改ざんされるがごとき発表を許すというのは非常に不本意でありますし、今回の問題自体は内部の管理体制にかかわってきている問題ですので、そういう意味では、そういう危険性が仮にあるとしても、これまで現実に庁内LANからの侵入を許したとか、あるいは、それによってデータが改ざんされたというようなことを引き起こしていないわけです。そうやって努力してきた市町村のことがあたかも一夜にして足げにされるような発表の仕方というのは、非常に私はここで県の方々が吟味した上でこの部分はこうしてほしかったっていうふうにしてほしかったと思っております。

それから、今回も一部のマスコミの先行報道があったわけですね。翌日の発表の内容とほとんど同じ垂れ流し報道みたいなものであります。発表後に知った他社が、幾つか自社の検証を加えた、そういう記事を書いているのと非常に対照的に読ませていただいております。これは情報保護のための実験ということでもありますけれども、そういう結果がやっぱり漏えいしたということは実に皮肉なことじゃないのかなと思っております。これは吉田さんがおられるので申し訳ないんですが、知り得る立場にいた方は限られてるわけですので、実験者とか、あるいは検証者がリークするなんていうことは、これは重大な契約違反になっちゃうので、そういうことはないと思いますけれども。いずれにしても、知り得た人がごくわずかの中で恣意的に情報が流されたというのは何か非常に遺憾に感じております。以上です。

櫻井委員：

今、中澤さんがおっしゃった、非常にまじめにやってきた地方自治体に対して、いわば失礼ではないかというご指摘はもっともだと思います。その前提に立って、あえて私たち審議委員が考えなければな

らない点は、このような住基ネットの中では、県が出した改ざんされる具体例のサンプルが最も適切であったか否かは別として、このようなことが起き得る可能性を示したということで十分だろうと思うんですね。例えば選挙人名簿をどういう理由で書き直すのかと聞いてもほとんど意味がないと思います。そのようなことをする人はするのでありまして、なぜという理由というものは十分には説明できる場合のほうが少ないだろうと思うんです。また現に、私は選挙の取材もずっとやってまいりましたけれども、選挙の現場に行きますと、選挙の何カ月か前に住民票をドーンと移して、特定の選挙区に、そして特定の候補者に票を入れるということが現実に行われているんですね。もしそうであるならば、相手候補の票をなくすためにその選挙人名簿の改ざんが行われる可能性がゼロだとは私は言えないと思うんです。ですから、地方自治体の方のまじめな取り組みを評価すると同時に、やはりこのようなことは架空のように思えるけれども、それをされてしまう余地があるんだということで、その限りにおいてよろしいのではないかというふうに私は感じました。

清水委員：

私も中澤さんの基本的な考え方に賛成です。的確なことをきちんと公表して現場にトラブルが起らないようにするということは、県と市町村の協力関係としてベースになることだろうと思います。私は遠くに住んでいるものですから状況は新聞で見るのが基本になっていまして、新聞を送ってきてもらったんですが、この間の侵入実験に関する報道と議会のやりとりを読んでも、何か違うんじゃないかなというふうに思ったところがありましたのでメモをお出ししました。1つは侵入実験の成果はできるだけ具体的に公表されなければならないと私は思っています。それは具体的であってこそ今後の対策に役立つからです。もう1つは侵入実験をした自治体が被害を受けてはいけないということ。これは絶対的なことだと思います。もし、侵入実験をしたがために、その脆弱性がすぐに公になって、そこを突かれて被害を受けるということになれば、侵入実験なんかしないほうがいいというふうになることは間違いありません。そういったその侵入実験に協力した首長は法的責任を問われることにもなりかねないこととなりますので、公表はその侵入実験の自治体が脆弱性に対する手当てができてから、これは絶対的なものだろうと思います。ですから、リアルタイムでどんどん発表していくというようなことを県がするとすれば、それこそ市町村に対する裏切りではないかと私は思います。それから、マスコミと議会が侵入実験をどのように理解しているのかが記事から見てよくわかりませんでした。侵入実験を必要ないと考えているのか、だとすれば必要かどうかということの議論が十分必要なんだろうと思います。必要だが目的を間違えているというのであれば、目的はどう設定すべきなのかという議論になるかと思いません。目的は間違えていないが手続きが間違えているというのか。であるならばその手続きの議論をすればいい。しかし報道を見る限り、それから報道から見えてくる議員の発言を見てみると、この1、2、3のどれなのかがよくわからないという気がしました。これは、どの次元を問題にしているかをきちんと整理をして議論しないと話になりません。単に騒がせるんだったら、とにかく侵入実験なんかしないほうがいいということになってしまいかねないと思います。それから、侵入実験の成果を正確に評価して問題点を考えるというよりも、県の対応を批判するという傾向を感じます。これは県の説明の仕方も随分しどろもどろだなという点があります。であるがために、こういった緊急の発表ということになったんだろうと思います。例えば、朝日新聞などでは、「住基ネット再実験迷走 違法性問われる事態」、「断片情報、不安感生む」とか、あるいは「密室性 庁内からも疑問」とか、信濃毎日では「情報公開透明性を」、「説明なく目的変更」、「考え方溝埋まらず 平行線の県と国」というような、非常に不信感が表われているかと思えます。しかし、先ほど吉田さんからあったように、他の都道府県が侵入実験

をしていないということは、私はそれは非常に問題だろうと思いますが、この点について問題にしている、大きく問題にしているマスコミは1つもないんじゃないでしょうか。また、議会でも何の問題にもしていないんじゃないかと。とすると、先ほどで申し上げた疑問は、侵入実験をどう理解しているかというところについては、議会もマスコミも侵入実験なんかしないほうがよかったんじゃないですかということになるのかなという疑問を感じなくはありません。私はマスコミの方々には、自分たちはどういうスタンスで考えているのかという位置付けを明確にしてもらって関係者に質問していく、書いていくということをしていただかないと、読者の側は、...私は東京でファクスを送ってもらったりしてこの記事を見ているだけなんですけど...、見ると、何を考えているのかがマスコミのほうについてもわからないという気がしました。それから、議会の反応の疑問ですけれども、審議会の報告書の内容について審議会に議会は説明を求めませんでした。あれは5月に出したものでしたが、こちらの側から説明をするというふうに申し上げたんですけれども応じてもらえませんでした。それから技術面、法律面に疑問があるというのであれば専門家を参考に呼ばないわけですけれども、これも呼ばない。実験及びその内容の公開はどのようにやるべきと考えているのか、その考え方がわからない。つまり、出さないのはおかしいんじゃないかというふうにおっしゃるんだけど、私が冒頭に申し上げたような考え方は前提になっているのかどうなのか。とにかく県側に入ったものはすぐリアルタイムでどんどん出せという考え方なのか。それは質問されている議員さん方のほうがこうあるべきだ、なのに県は間違えている。こうすべきなのに県はそうしなかった、だから間違えているというふうに言うべきなのではないかと思いません。それから、実験結果に対する第三者評価についても非常に公平性を欠くというような質問の仕方、あるいは報道の仕方もなされているかと思うんですけれども、であるならば、誰ならいいのかということを出してきて、その人にさらに第三者評価をしてもらおうというふうに提案をするのが積極的なものであって、やった人に対してあれはだめ、これはだめという、そのだめだめというのは、要するに第三者評価なんかするなというふうになってしまうのか、これは元に戻れば、侵入実験なんかするなというところにさえ戻ってしまうかと思えます。第三者評価というのは、とにかく侵入実験をした者が報告した内容についてそれをトレースして、おかしいことについての的確に評価ができるかどうかということだけにかかっているんであって、それがそれまでに政府にどうかかわっていたか、長野県にどうかかわっていたかということとは重要ではない。その人の評価が間違っているんであれば、さらに第三者がここはこう間違っていると言えればいいというだけのことではないかと思えます。それから、議会にはむしろ住基ネットの費用対効果、今市町村課のほうでやっていただいていますけれども、住民の代表として集まっている議会は、ここそ地方自治法の第2条第14項とか、地方財政法の第4条第1項で、地方財政上費用対効果というのは非常に重要なものと位置付けられているわけですから、ここの議論をしっかりといただくべきではないかというふうに思いました。

不破会長：

はい。ありがとうございます。

吉田委員：

中澤さんご指摘のとおり、速報の部分で私に対するご意見いろいろあるかと思うんですけど、私はこの中でこの絵を提供していますけれども、文章のほうは県のほうで作成されたものでありますので、私の作った文章でないことの実事だけは出しておきたいと思えます。それから第三者の評価というのは、私は伊藤さんだったんだということなんですけれども、伊藤さんじゃないと、恐らく私が作ったレポー

トをそのまま読んで理解をするというのは、多分短い時間では非常に難しかったのかなと思いますので、県のほうではちょっとこういうかたちのわかりやすい表現をとられたんだなというふうに理解しているということです。

中澤委員：

すみません。吉田さんの作文だとばかり思っていたものですから誠に申し訳ございません。そうしますと、1点私は疑問に思うんですけれども、先ほど12月15日の時点では、課長さん方と松林さんはご存じでなかった。宮津さんだけはご存じだった。そうすると県で作られたこの資料というのは宮津さんが作られたということでしょうか。

松林住基ネット対応チームリーダー：

ちょっと補足をさせていただきますと、私は全く知らなかったということではなくて、当然のことながら、この対応チームリーダーということで、全体の実験に関する進捗状況についてはこれは当然知っていたわけでございます。ただ、この15日に第三者の方から、伊藤さんのほうから速報がまとまった旨の連絡を受けましたので、対応チームのメンバーが、宮津リーダーが東京に出張しそれを受領してきたと。それを翌日知事会見に至ったと、こういう次第でございますので。

不破会長：

今のお話で、だからこの資料は宮津さんが作られたということによろしゅうございますか。

宮津政策チームリーダー

現場での責任っていうんですか、それは私が受け取っておりますので私が負っております。

不破会長：

ちょっと清水さんの出されたこのメモについてなんですけれども、確かにマスコミの報道とか議会での取り上げ方とかに対する疑問が出ておりますけど、その前提として、清水さんも言われましたけど、県の対応、今の公表の仕方とかも含めての県の対応そのものにも私は体制も含めて問題があったのではないかと考えております。そういう対応があったからマスコミもこういう報道をされているという部分もあったのではないかとということと、それから、これは私自身自問している問題なんですけれども、セキュリティの問題があるから一切公表しないと。何もかも公表しないというのは問題があったのではないかと考えております。セキュリティ上問題がないこともたくさんあったと思います。それについては適宜、その都度公表すべきであったし、少なくとも実験を始める前にこの実験は何のためにやるのかということをしっかり公表してから実験をすべきであったのではないかとというふうに、私自身、県に強く、今後こういうことがないように申し入れたいと思いますし、私自身も審議会の中でそういうことをもっと問いただすべきだったのではないかと考えております。ほかにご意見ございませんでしょうか。ちょっと時間がなくなってまいりました。申し訳ありません。

公的個人認証についてなんですけれども、資料4がございまして、資料4のところ、ちょっと事務局に説明していただく時間がなくなりましたので、変更点が少しあると。公的個人認証の現状と今後のスケジュールというところで参考資料がございまして、施行日が1月19日を目標としていたのが29日に変更になっているということがございまして、公的個人認証につきましては、前回の審議会で勉強

会を開きましょうというふうに私のほうから申し上げて2回開かせていただきました。11月17日と27日の2回で、出席委員はそこに書かれているとおりでございます。その中で公的個人認証のそもそもの仕組みを勉強するとともに、その中で出てくる幾つかのセキュリティ上の疑問点というものを整理をして総務省とLASCOMのほうにそれぞれ質問をさせていただいております。これ、質問した相手は総務省でしょうか。LASCOMでしょうか。総務省ですか。総務省のほうに質問をしております。それぞれ1週間程度で返事をいただいておりますけども、その返事につきましては、セキュリティ上の問題があって今ここで公にはできません。ただ、その中でこうやって文章等で質問をすることが非常に効率が悪いということで、例えば鍵ペア生成装置やICカードの安全性確保の問題について、また指定認証機関に対するSLA契約の締結などについて、たびたび総務省等に問い合わせをしても、どうもこちらが聞いた意図とは違う内容で返事が返ってきてしまうようなことがございます。ぜひこの点につきましては、総務省やLASCOMなどを交えたかたちでの勉強会というものをやって、その場でいろいろと聞きたいし、教えていただきたい点が多々ございます。なお、この勉強会はセキュリティ上の問題がありますので非公開にもしもなったとしてもそれは構わないと。ただ、先ほど申し上げたとおりセキュリティという名のもとですべてを非公開にするのではなくて、非公開にするならば、なぜそうなのかということを明らかにした上で、公開できる部分は適宜公開をしていくということをお願いしたいと思いますけれども、ぜひそのような機会が持てるように県において調整をお願いしたいと思っております。

まだいろいろご意見もあろうかと思っておりますけども、時間がちょっと経過しておりますので、本日の議論、以上で終わらせていただきたいと思います。今日はどうもありがとうございました。